



許可番号第 6620161700 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市港区田中二丁目 1 番 1 号

氏 名 株式会社昇和

代表取締役 佐藤 昇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許可の年月日 令和元年12月25日

許可の有効年月日 令和6年12月24日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 破碎

産業廃棄物の種類 :

1. がれき類

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

以上 1 種類

処分の方法 : 破碎・切断

産業廃棄物の種類 :

1. 廃プラスチック類

4. 繊維くず

7. ガラスくず

2. 紙くず

5. ゴムくず

8. がれき類

3. 木くず

6. 金属くず

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

以上 8 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類 : ①破碎施設 ②破碎・切断施設

(2) 設置場所 : 大阪市此花区梅町 2 丁目 4 番 1 1 4 号

(3) 設置年月日 : ①②令和元年 10 月 21 日

(4) 処理能力 : ① 1, 576 t/日 ② 220 m³

(5) 許可年月日 : ①②平成 31 年 1 月 25 日

(6) 許可番号 : ①第 422 号 ②第 423 号

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年 12 月 25 日 当初許可

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無